

別紙

規制制度改革との連携による  
行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン  
(通称：デジタルファースト・アクションプラン)

## 目次

1.	はじめに	3
2.	これまでの取組と最近の状況の変化	4
	(1) 行政手続・民間取引 IT 化に係るこれまでの取組	4
	① 行政手続・民間取引 IT 化に係る取組（2001 年～）	4
	② 規制制度改革集中アクションプランの策定と全数調査の実施（2013 年～）	6
	(2) 最近の行政手続・民間取引 IT 化をとりまく状況	9
	(3) 行政手続・民間取引 IT 化の今後の方向	10
3.	実現すべき目標と基本的方向	12
	(1) 実現すべき目標	12
	(2) 行政手続・民間取引 IT 化にあたっての基本的考え方	15
	<行政手続・民間取引 IT 化にあたっての 3 原則とマイナンバー制度の活用>	15
4.	アクションプランの方向と個別項目	22
	(1) 「政府全体」での行政手続のオンライン利用の推進	22
	① 行政手続の原則オンライン利用に向けた取組	22
	② 行政手続関連システムの政府横断的な見直し	26
	(2) デジタル社会を見据えた「重要分野」での手続見直しと IT 化の一体的推進	27
	(3) 社会全体の意識改革を含む民間取引 IT 化の促進	27
	(4) アクションプランの個別項目	29
5.	今後の進め方	30
	規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン <個別項目>	31

## 1. はじめに

- ・ 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（2016 年 5 月 20 日閣議決定）において、「IT 利活用に係る基本指針」に基づく、制度見直しの取組の成果や民間ニーズ等を踏まえ、行政手続及び民間取引における IT 利活用を強力に推進し、2016 年末までに「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を改定。」と記載された。
- ・ 一方、「日本再興戦略 2016」（2016 年 6 月 2 日閣議決定）においては、「事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT 化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入」が記載され、これを検討するため、同年 9 月に新たに設置された「規制改革推進会議」において、「行政手続部会」「投資等ワーキンググループ（以下、投資等 WG）」などが設置され、検討が開始された。
- ・ 上記アクションプランの改定を検討するため、2016 年 10 月に IT 総合戦略本部の「データ活用基盤・課題解決分科会」の下に「規制制度改革ワーキングチーム（以下、規制制度改革 WT）」が設置された。規制制度改革 WT では、上記規制改革推進会議での検討と連携しつつ、IT 総合戦略本部としての取組を検討するものとし、同アクションプランの見直しを進めるため、これまで、5 回にわたり検討を重ねてきた。
- ・ 検討にあたっては、「IT 利活用に係る基本指針」（2015 年 6 月 30 日 IT 総合戦略本部決定）に基づき実施されたいわゆる「全数調査」の分析結果、2016 年 12 月 14 日に施行された「官民データ活用推進基本法」を踏まえつつ、今後の具体的な施策の方向等について検討を行い、2017 年 3 月 9 日に中間整理を公表した。
- ・ その後、国民からの意見募集を実施したほか、前アクションプランに係る進捗状況を確認し総合的な評価を行い、また、規制改革推進会議での議論の進捗等を踏まえ、具体的な施策を追加し、「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（通称：デジタルファースト・アクションプラン）」としてとりまとめたものである。
- ・ 本アクションプランについては、政府全体の電子政府政策である「デジタル・ガバメント推進方針」のうち、行政サービスの効率化と利便性向上について目標・基本的方向・具体的な取組などを集中的に記載したものであり、今後、政府の電子政府政策の一部として、規制改革推進会議との連携も含め、政府一体となって行政手続・民間取引の IT 化を推進するものである。

## 2. これまでの取組と最近の状況の変化

### (1) 行政手続・民間取引 IT 化に係るこれまでの取組

#### ① 行政手続・民間取引 IT 化に係る取組 (2001 年～)

- 政府においては、2001 年の IT 戦略本部の設置以降、行政手続・民間取引の IT 化に取り組んできている。その際、今後の取組を進めるにあたっての反省点も少なくない。

#### <行政手続の IT 化>

- 行政手続のオンライン化については、2001 年 1 月に策定された「e-Japan 戦略」において、「2003 年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」との方針が打ち出された。
- これを踏まえ、2002 年に各省庁は「行政手続等の電子化の推進に関するアクションプラン」を策定するとともに、2002 年 12 月には「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）」が施行され、法令上書面で行うこととなっている行政手続についてもオンライン利用できるよう制度が整備された。このような取組の結果、2005 年には、国の申請・届出等の 96% はオンラインで利用が可能になった。
- ただし、全ての手続をオンライン化すること自体を目標としたために、以下の二つの問題が生じたと評価される。
  - i) オンライン化することそのものに注力したため、単にこれまでの紙での手続を機械的にオンラインに置き換えるだけなど、利便性向上に向けた取組が行われず、利用率が伸び悩んだこと。
  - ii) 全ての手続をオンライン化することを目標にしたため、年間利用件数のほとんどない手続もオンライン化を行い、その結果、費用対効果の低いシステムとなってしまったこと。
- このため、2006 年 1 月の「IT 新改革戦略」では、オンライン利用促進対象手続に重点化した上で、「2010 年度までにオンライン利用率 50% 以上を達成する」との目標に変更し、その後の計画<sup>1</sup>では、利用されない手続に係るシステム停止にも言及した<sup>2</sup>。また、2010 年 5 月の「新たな情報通信技術戦略」においても「行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上

<sup>1</sup> 「オンライン利用拡大行動計画」(2008 年 9 月) IT 戦略本部決定。

<sup>2</sup> 「これまでの国の行政手続におけるオンライン利用促進の取組を抜本的に見直し、対象を国民に広く利用されている手続に重点化し、新たな目標を設定して、オンラインのメリット拡大、使い勝手の向上等の措置を集中的に講ずることとする」「利用率が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行う」

で、業務プロセスを徹底的に見直す」とし、同戦略に基づく計画<sup>3</sup>に基づき、そもそも申請実績のない手続など約3,500の手続のオンライン利用を停止した(2012年)。

- ・このような取組の後、2013年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、サービスのバリューチェーン全体での電子化、利用者中心のサービス設計、との方針が打ち出され<sup>4</sup>、現在、同宣言を踏まえた指針<sup>5</sup>に基づき、国民・企業が頻繁に利用する手続のうち利便性向上に取り組むべきものとして選定された「改善促進手続」(57手続)について、「共通取組事項」<sup>6</sup>も踏まえ、利用者の満足度等を指標に掲げた「改善取組計画」を関係省庁において策定し実行するという枠組みで利便性向上に向けた取組がなされている。

【図表1】「改善促進手続」(57手続)の手続種類別のオンライン利用率(2015年度)



(注) 改善促進手続(57手続)は、登記(5手続)、社会保険・労働保険(32手続)、国税(15手続)等からなり、オンライン利用可能な手続の申請件数の72.9%に相当する。

- ・今後、これまでの取組の反省点等を踏まえつつ、利用者中心のサービス設計を含め、行政手続のオンライン利用について更なる取組を行うことが必要である。

### <民間取引のIT化>

- ・民間取引に係るIT化に関しては、2005年4月に「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(e-文書法)」が施行され、省令により、電磁的記録による保存等が可能となった。
- ・ただし、省令に規定する対象取引等については、各省庁に任せていたため、政府全体はもちろん、各省においても、そもそもどのような取引が法令上規定され、そのうち電磁的記録による方法が可能であるか把握できていない状況にあった。

<sup>3</sup> 「新たなオンライン利用に関する計画」(2011年8月) IT戦略本部決定。

<sup>4</sup> 「オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する」

<sup>5</sup> 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(2014年4月) (各府省CIO連絡会議決定)

<sup>6</sup> 添付書類の提出の省略等の「オンライン手続に係る負担低減」、処理の迅速化等の「オンラインによる処理の見直し」、APIの開発等による「受付システムの利便性の向上」、窓口におけるオンライン利用勧奨等による「普及・啓発等」

## ② 規制制度改革集中アクションプランの策定と全数調査の実施（2013年～）

- ・ 上述のとおり、改善促進手続等を中心に行行政手続のIT化を推進する一方で、民間取引を中心に対面・書面原則が残っており、また、行政手続に関しても制度面によりITの利活用が阻害されているとの認識が高まった。
- ・ このような認識を背景に、2013年以降、行政手続・民間取引IT化の推進に向けて、一点突破型で規制制度改革を進めようとする個別アプローチに加え、全体的な指針の策定、全数調査の実施という全体的なアプローチという二つのアプローチが進められた。

### <「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」>

- ・ 2013年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」では、行政手続のオンライン化の推進だけではなく、行政手続・民間取引に係るIT利活用の裾野拡大の観点からの規制制度改革の必要性が謳われた<sup>7</sup>。
- ・ これを踏まえ、IT総合戦略本部のもとに設置された規制制度改革分科会において検討が行われ、2013年12月に、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」をIT総合戦略本部決定した。
- ・ 本アクションプランは、特に以下の視点から、行政手続・民間取引のIT化に係る28の個別の規制制度改革項目を取り上げたことが特徴である。
  - 特に民間取引を中心に、対面・書面原則が多く残っているのではないかとの問題意識のもとで、民間事業者の要望等を踏まえつつ、対面・書面原則に係るいくつかの個別項目を取り上げたこと<sup>8</sup>。
  - 当時の規制改革会議と連携し、民間事業者等から規制改革ホットラインを通じて提案され、検討がなされた項目や、これまで検討がなされていた項目など、行政手続のIT化に関わる項目として、法令上オンライン化できるものであっても他の制度的阻害要因等によりオンライン化がなされていない項目や、オンライン化にあたつての行政手続の簡素化を求める項目等が加えられたこと。

<sup>7</sup> 「対面・書面交付が前提とされているサービスや手続を含め、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度（運用解釈が明確でないものを含む）の精査・検討を行い、本年中を目途に、「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革アクション」（仮称）を策定する。」とされた。

<sup>8</sup> なお、このような問題意識のもと、項目の一つとして「e文書法の再徹底」を挙げられている。

【図表2】「規制制度改革集中アクションプラン」(2013年12月)の28項目

行政手続関連	民間取引関連
<p>＜本人確認手続の見直し＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府のオンライン行政手続における本人確認手続の見直し</li> <li>ID連携による制度間の本人確認の合理化</li> <li>個人番号カードを活用した公的個人認証サービスの利用場面拡大</li> </ul> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記情報の共有化、添付書類省略</li> <li>自動車保有関係手続のワンストップサービスの拡充</li> <li>道路占有手続の簡素化・統一化</li> <li>航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化</li> <li>建築確認申請の電子化</li> <li>公的機関からの電子的手段による通知の促進</li> <li>地下街等閉空間における電波申請書（工事設計書）の簡素化</li> </ul> <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 5px;"> <p> <input type="radio"/> 新たに検討された項目： 12項目  <input type="radio"/> 以前に検討された項目で、改めて期限設定もしくは内容の詳細化等がなされた項目： 7項目  <input type="radio"/> 規制改革会議で対応した項目： 9項目  <span style="float: right;">(計28項目)</span> </p> </div>	<p>＜対面原則の見直し＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校での遠隔授業の正規授業化</li> <li>不動産取引における重要事項説明に際しての対面原則の見直し</li> <li>国家資格の取得更新時におけるe-ラーニングの活用</li> </ul> <p>＜画面による保存、提供が規定されている制度の見直し＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社の事業報告等のウェブ開示</li> <li>電子的な手法による労働条件の明示</li> <li>国税関係帳簿の電子化保存に関する規制の見直し</li> <li>教科書の電子化</li> <li>保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和</li> <li>E-文書法の再徹底</li> </ul> <p>＜テレワークの推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークにおける「在宅勤務」の取り扱いの見直し</li> <li>「くるみん」制度認定基準へのテレワークの組み込み</li> <li>労働者が希望する場合に所定労働時間内の深夜労働割増の柔軟化</li> <li>在宅勤務と育児休業を両立するための給付金支給規定の改定</li> <li>遠隔雇用をする場合の最低賃金基準の見直し</li> </ul> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅館における宿泊者名簿の電磁的作成・保存の推進</li> <li>クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し</li> <li>金融機関における外部委託先の監督についての明確化</li> <li>現況地形及び施工図の3D化・配信の推進</li> </ul>

(注)「行政手続関連」と「民間取引関連」は、IT総合戦略室において分類（両方の側面があるものについては、適宜分類。）

- なお、これらの28項目については、規制制度改革分科会において年2回のフォローアップを行っており、2017年3月末時点では、28項目中、「対処方針以上の結論が得られたもの（S案件）」「対処方針のとおり検討や論点整理が行われたもの（A案件）」が24項目となっており、そのうち措置済み案件が20項目となっており、当初の目標が一定程度達成されたと評価される。一方、この評価は当初の目標に対するものであり、IT利活用に向けた社会的なニーズに対する最終的な評価ではないことに留意が必要である。このため、各項目の担当省庁は、IT利活用に向けて更なる取り組みが求められる事項について引き続き適切に検討を進めることが期待される。

#### ＜「IT利活用に係る基本指針」および全数調査＞

- 一方、このように個別の手続に係る規制改革項目に対応するというアプローチだけでは必ずしも十分ではないとの認識のもと、国全体としての行政手続・民間取引のIT化の方針を明確化するとともに、その全体像を把握しようとするアプローチも進められることになった。
- 具体的には、まずは、IT総合戦略本部の「ITコミュニケーション活用促進戦略会議」<sup>9</sup>がまとめた「ネット意識革命宣言」（2014年5月）において、「ITコミュニケーションの利活用促進に向けた基本的な考え方を整理した指針を策定すべき」とされたことを

<sup>9</sup> 2013年12月から設置。

踏まえ、2015年6月、IT総合戦略本部は「IT利活用に係る基本指針」を決定した。同指針では、以下の内容が記載された。

- 「IT利活用の前提となる情報セキュリティの視点」に加え、従来の対面・書面原則を転換し、ITを極力優先するという“電磁的処理の原則”、“行政保有情報の共同利用の原則”など「5つの基本原則<sup>10</sup>」を提示。
- 「行政における行動指針」として、各省庁に対して、現状把握（「全数調査」の実施）に加え、法令上オンライン利用が認められていない手続のうちの「検討対象手続」<sup>11</sup>の設定と当該手続に係る「見直し計画」の策定、それに基づく対応等を求めた。
- ・ また、このような取組と並行して、規制制度改革分科会においては、まずは、法令上に基づき行政手続（官（中央）の手続だけでなく、地方の手続を含む）及び民間取引に係る全ての手続の実態を把握すべき（e-文書法の執行状況を含む）との認識のもと、「法令等により書面による保存・交付等が規定されている手続等の調査」（いわゆる「全数調査」）が試行的に行われ、2015年6月に公表した。さらに、上記基本指針を踏まえつつ、調査の方法の若干の見直しを行い、2016年6月には、2回目の全数調査結果を公表した。

【図表3】【法令等により書面による保存・交付等が規定されている手続等の調査（2016年6月）】

分類	総手続数	法令上オンライン化が可能な手続		法令上オンライン化が不可な手続
		オンライン化実施中手続 <オンライン化手続>	オンライン化実施していない手続 <未オンライン化手続>	<法令上不可手続>
行政手続	官-民等 19,329手続	8,040手続 ※行政手続オンライン化法 第10条に基づく調査	11,092手続 ※うちオンライン化を停止した 手続：4,438手続	197手続（1.0%） ※うち検討対象手続：21手続
	地方-民等 14,160手続	9,850手続 ※うち、オンライン化実施中手続：少なくとも2,797手続以上		4,310手続（30.4%） ※うち検討対象手続：108手続
民間取引	民-民 3,005手続		2,684手続	321手続（10.7%） ※うち検討対象手続：34手続

(注)重複計上等があるため、調査結果に係る数値については、今後精査の上で、見直す可能性がある。

(注)法令上オンラインによる手続が認められていない手続については、「IT利活用に係る基本指針」に基づき、各府省庁等に対して、オンライン化に向けた阻害要因の判定等を行い、オンライン化が有効であると考えられる手続等を「検討対象手続」として設定し、その検討スケジュール（見直し計画）の策定を依頼。

- ・ 本調査結果を踏まえると、以下のような課題とその対応の方向が読み取れる。<sup>12</sup>
  - 「官-民等」手続：法令上不可手続は全体の約1%と少なく、むしろ年間手続件数の多い手続を中心に、オンライン利用率の向上、未オンライン化手続のオンライン化に向けた課題の検討を進めが必要。

<sup>10</sup> 「5つの基本原則」：①電磁的処理の原則（IT優先の原則）、②双方向性活用の原則、③安全・安心な情報の高度な流通性の確保の原則、④行政保有情報の共同利用の原則、⑤情報通信システムの共通化・標準化の原則

<sup>11</sup> 「法令上オンライン等によることが認められていない手続のうち、手続の発生頻度も念頭に置きつつ、オンライン等のための法令の整備を実施することが有効であると考えられる手続等を検討対象手続として設定し、検討スケジュール等を策定する。」

<sup>12</sup> 「官-民等」には官-官や官-地方が、「地方-民等」には地方-地方が、それぞれ含まれる。今後、必要に応じ更に分類して調査をすることも検討する。

- 「地方-民等」手続：年間手続件数の多い手続を中心に地方における手続のオンライン化を進めることが必要だが、その前提として、法令上オンライン化が可能か否か以前に、まずは地方のオンライン化に係る実態の更なる調査が必要。
- 「民-民」取引：法令上不可手続（321手続）の分析を行い、これらの手続の類型化や既にオンライン化されている事例の提供等により、各省庁によるオンライン化の取組の推進が必要。
- ・ 今後、基本指針に示された5原則及び上記全数調査の結果等を踏まえつつ、戦略的なアクションプランの策定が求められる。

## **（2）最近の行政手続・民間取引IT化をとりまく状況**

### **<社会のデジタル化の進展と行政手続・民間取引IT化推進へのニーズの高まり>**

- ・ 我が国のインターネットの人口普及率は8割を超えるなど、既にデジタルが前提の社会が到来している。このような中、従来の延長線上での改善ではなく、データを付加価値の源泉としつつ、デジタル技術の利用の観点からサービスを抜本的に見直し、ビジネスモデルそのものを変えるような変革が起こりつつある。
- ・ 一方、このように社会全体のデジタル化が進む中、産業界からは、行政手続におけるデジタル化が遅れており、この結果、行政内部でのコスト削減が進まないことに加え、民間側もそれに合わせた対応が必要とされ、結果的に国全体の生産性向上を阻害しているという指摘がある<sup>13</sup>。また、民間取引のIT化に関しても、対面原則・書面原則の撤廃の実現を目指すべきとの意見は引き続き強い<sup>14</sup>。
- ・ このような中、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるため、規制改革推進会議は、2017年3月、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」を公表したほか、規制改革推進会議 投資等WGでは、税・社会保障関係事務のIT化・ワンストップ化等の重点的審議分野に係る取組が検討されている。

### **<官民データ活用推進基本法の制定（2016年）>**

- ・ このような近年の「データ」の重要性の高まりを踏まえ、2016年12月、官民データ活用の推進に関する基本理念、国等の責務、官民データ活用推進基本計画の策定その他の施策の基本となる事項等を定める「官民データ活用推進基本法」が制定・施行された。
- ・ 本法第10条では、行政手続に係るオンライン利用<sup>15</sup>の原則化および民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進に向けた必要な措置を講ずることが定められている<sup>16</sup>。

<sup>13</sup> 「Society 5.0 に向けた電子政府の構築を求める」（2017年2月14日：日本経済団体連合会）

<sup>14</sup> 「データ利活用の推進に当たっての緊急コメント」（2016年12月7日：新経済連盟）

<sup>15</sup> 原則、ネットワークを介したオンラインでの通信を利用することを指す。

<sup>16</sup> 同法第10条（手続における情報通信の技術の利用等）（抄）

・（第1項）国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 今後、本法の趣旨、すなわち、「オンライン利用の原則化」等を基本原則として位置づけ、行政手続・民間取引のIT化に係る取組を積極的に推進していく必要がある。

#### <マイナンバー制度におけるIT基盤の本格稼働（2017年～）>

- 2013年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとするマイナンバー関連法が成立し、行政事務の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤として、2015年10月にマイナンバー制度（マイナンバー、マイナンバーカード、マイナンバーカードによる公的個人認証サービス、マイナポータル及び法人番号。以下、同じ。）を開始した。
- マイナンバーは税・社会保障・災害対策分野で利用可能な番号であるが、申請により取得できる「マイナンバーカード」は、住民誰もが無料で取得できる公的な身分証明書であり、対面での本人確認のみならず、ICチップに搭載された電子証明書による公的個人認証を用いたオンラインでの本人確認にも利用できる。
- さらに、国の機関や地方自治体・設立登記法人等に指定される「法人番号」は、マイナンバーとは異なり、利用範囲に制限はなく誰でも自由に利用が可能である。
- なお、情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルは、2017年秋頃からの本格稼働が予定されている。また、法人インフォメーションは、2017年から運用が開始されている。
  - 2017年秋頃からは社会保障や税の手続に係る特定個人情報の連携を行うための「情報提供ネットワークシステム」による行政機関等の間での情報連携の本格運用が開始される予定。
  - 情報提供ネットワークシステムを通じた行政機関同士による情報連携記録の確認や全国の市区町村の子育てに関するサービスの検索・閲覧・申請等のオンラインサービスが利用できる「マイナポータル」も2017年より順次サービス開始。
  - 2017年1月からは各省庁が保有する法人情報の一括検索、閲覧、取得ができる「法人インフォメーション」の運用が開始。
- このような状況を踏まえ、今後、行政手続・民間取引のIT化を推進するにあたっては、このようなマイナンバー制度の活用を推進することが重要である。

### (3) 行政手続・民間取引IT化の今後の方向

- 「1. はじめに」に記載した通り、2016年5月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」において、アクションプランの見直しを行うこととされた。

---

・(第2項)国は、民間事業者等が行う契約の申込みその他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 本アクションプランの見直しにあたっては、上記（1）（2）で記載したこれまでの取組や最近の状況変化を踏まえて、その構成を含めて見直すこととし、具体的には、以下の視点を踏まえて見直すものとする。
  - IT 利活用に係る基本指針に記載された5つの原則を参考としつつ、官民データ活用推進基本法を踏まえて、オンライン利用を原則とする方針で取り組むこと。
  - 全数調査の分析結果を踏まえて、必ずしも一点突破型として個別規制改革項目のみに注目して取り挙げるのではなく、全体を踏まえた戦略的な取組をアクションプランとして規定すること。
  - デジタル化を推進するにあたっては、マイナンバーカードの普及を促進し、マイナンバー制度におけるIT 基盤を徹底的に活用すること。
  - オンライン利用を原則としつつも、過去の経緯・反省点を踏まえつつ、全ての手続のオンライン化自体を目標とするのではなく、費用対効果を踏まえて優先順位をつけて取り組むこと。
  - また、単に紙から電子に置き換えるのではなく、デジタル社会の到来を前提に、ユーザー中心のサービスデザイン思考の観点から、そもそも手続の見直しと行政内部の業務改革（BPR）を併せて行うこと。
- ・ このような方針で、これまでの「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」を大幅に見直すこととし、新たに「規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン（通称：デジタルファースト・アクションプラン）」として策定するものとする。

### 3. 実現すべき目標と基本的方向

#### (1) 実現すべき目標

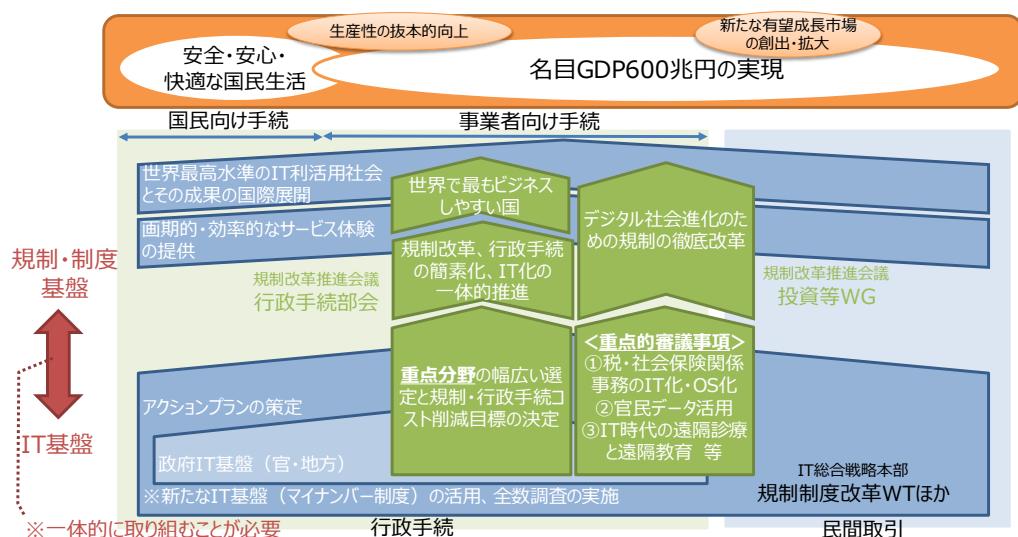
##### <政府全体の目標に向けた行政手続・民間取引 IT 化の推進のアプローチ>

- ・ 現在、我が国においては、少子化・高齢化などが進展する中、様々な社会的課題を抱えている。このような中、現在、政府では、名目 GDP600 兆円の実現、働き方改革、安全・安心・快適な国民生活などの目標が掲げられ、それらの達成に向けた各種取組が推進されている。
- ・ 一方で、我が国を含め世界全体では、デジタル化が急速に進展しつつある。このようなデジタル化自体は、これらの社会的課題の解決に対して、非常に強力なツールとなるとともに、デジタル化によって利用が可能となるデータが、今後の産業の付加価値の源泉となりつつある。
- ・ このような中、社会全体のデジタル化を推進し、日本の産業の競争力強化を図るために、行政手続・民間取引の IT 化を強力に推進し、行政内部はもちろんのこと、行政と事業者・国民との間の手続においてスムーズにサービスが提供されるような社会を構築していくことが喫緊の課題となっている。また、特に少子化・高齢化が進む我が国においては、これらの社会課題に対応した行政手續・民間取引の IT 化を推進することにより、事業者・国民、行政に係る人的なコストの最小化を図り、安全・安心で利便性の高い国民生活を実現するとともに、我が国の人的資源をよりイノベーティブな取組に最大限振り向けていくことが必要である。
- ・ このような位置づけのもと、名目 GDP600 兆円の実現のための産業界の生産性の向上、安全・安心・快適な国民生活の実現などの政府全体の目標に向けて、社会全体のデジタル化を推進し、官民のデータが適正かつ効果的に活用される社会を構築すべく、行政手続・民間取引の IT 化を推進するものとする。
- ・ この際、行政手續・民間取引の開始から終了まで、すなわち事業者、国民、行政の間の接点だけを見るのではなく、サービス利用前の利用者の行動から、サービス利用後の行動までを含む利用者から見たエンドツーエンドをサービスの範囲として捉える。そのうち、行政手續の IT 化を進めるにあたっては、大きく分けて二つのアプローチがある。
  - 重要分野における規制制度改革との連動による IT 化アプローチ：今後、日本が抱えるこれらの課題を解決していくため、デジタル化の進展を見据えつつ、特に重要な分野において、各種の社会制度、規制制度自体を見直していくものとし、その実現に向けて、行政手續の IT 化を積極的に推進していくというアプローチである。具体的には、以下のような分野に係る取組が検討されているところである。
    - ◆ 将来の社会の在り方を見据えつつ、今後の若者・女性・高齢者等の就業環境整備や、人材流動化を前提とした社会の構築の在り方を踏まえて、これまでの

税・社会保険分野の制度そのものの在り方を見直すものとし、その制度改革を効率的に実現するためのツールとして、行政手続のIT化を推進。

- ◆ 行政手続に係る事業者コストを大幅に削減し、世界で最もビジネスをしやすい国を構築するとの観点から、デジタル時代の到来を見据えつつ各種規制制度・行政手続そのものを見直すものとし、それを実現するためのツールとして、行政手続IT化を推進など。

【図表4】【政府目標と規制改革・IT化との関係】



- **政府横断的な行政手続IT化推進のアプローチ**：近年のデジタル化の進展を踏まえつつ、既存の行政サービスをベースにIT化を進めることによって、事業者・国民、行政において、メリットのある社会を実現するというアプローチである。このアプローチにおいても、単に紙から電子への置き換えなどのオンライン化のみを目的とするのではなく、事業者・国民視点に基づくサービスデザイン思考のもと、手続自体の見直しと行政内部のBPRと併せて進めることが求められる。
- ・ 今後、政府全体としては、この両方のアプローチを見据えて、一体的に取り組むことが必要である。特に、前者については、原則として各政策に責任を有する各省庁が中心になって取り組むべきものであるものの、政府横断的には、規制改革推進会議を中心に、IT総合戦略本部も連携することにより、規制制度改悪とIT化の一體的推進に取り組むことが必要である。また、後者については、IT総合戦略本部が司令塔として、各省庁による取り組みを促進していくことが必要である。

#### ＜世界最先端のIT利活用社会の実現に向けて～行政手続・民間取引IT化の目標＞

- ・ IT総合戦略本部では、これまで、上記のうち主に政府横断的な行政手続IT化推進のアプローチの視点から国家目標に貢献するとの認識の下、世界最先端IT国家創造宣言

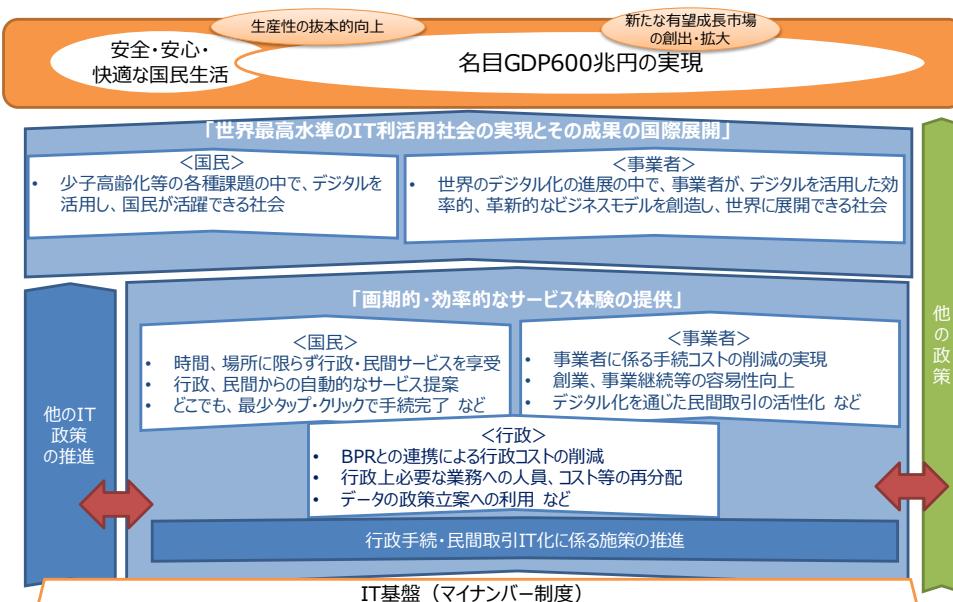
で、「世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果の国際展開」を目標とし、各種取組を実施してきた。

- ・ そのうち、電子行政関連の取組としては、「公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受け入れられる社会の実現」を目指してきたところであり、これを踏まえ、「デジタル・ガバメント推進方針」では、今後目指す行政サービスの在り方として、①デジタル技術を徹底活用した利用者中心の行政サービス改革、②官民協働を実現するプラットフォーム、③価値を生み出すITガバナンスを柱としている。
- ・ このような中で、行政手続・民間取引IT化に係る取組については、デジタル技術の活用による利用者中心サービスとして、「画期的・効率的なサービス体験の提供」を目指すものとする。具体的には、事業者・国民、行政に対して、それぞれ例えば図表5、6のような価値を提供・実現することを目指すこととし、これにより、社会全体のデジタル化の推進、事業者・国民・行政における取引コストの抜本的削減を通じた我が国産業の競争力強化、また、安全・安心で利便性の高い国民生活の実現に資することを目標とする。

【図表5】行政手続・民間取引IT化により各主体に提供すべき価値（目標：例）

事業者	国民	行政
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に係る手続コストの削減の実現</li> <li>・ 創業、事業継続等の容易性向上</li> <li>・ デジタル化を通じた民間取引の活性化など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間、場所に限らず行政・民間サービスを享受</li> <li>・ 行政、民間からの自動的なサービス提案（プッシュ型行政サービス）</li> <li>・ どこでも、最少タップ・クリックで手続完了など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BPRとの連携による行政コストの削減</li> <li>・ 行政上必要な業務への人員、コスト等の再分配</li> <li>・ データの政策立案への利用など</li> </ul>

【図表6】行政手続・民間取引IT化の目標（イメージ）



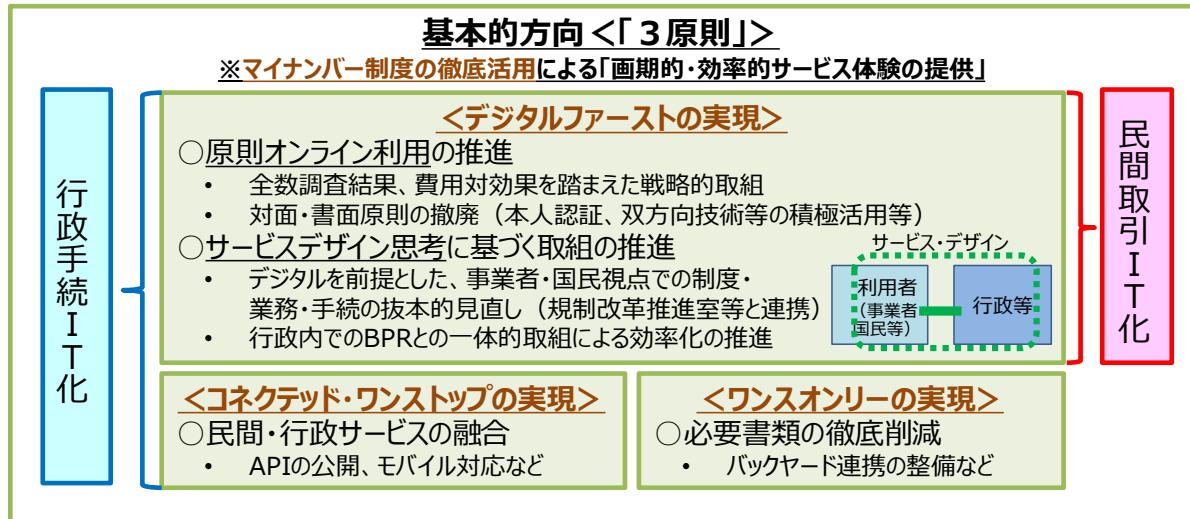
## (2) 行政手続・民間取引 IT 化にあたっての基本的考え方

### ＜行政手続・民間取引 IT 化にあたっての 3 原則とマイナンバー制度の活用＞

- ・ 今後、行政手続・民間取引 IT 化に関して、「画期的・効率的なサービス体験の提供」を目指すにあたり、具体的に以下の 3 原則を実現するとの考え方に基づいて、その推進を図るものとする。<sup>17</sup>
  - I. 「デジタルファースト原則」
  - II. 「コネクテッド・ワンストップ原則」
  - III. 「ワンスオンリー原則」
- ・ このような原則の実現を目指すにあたっては、特に、マイナンバーカードの普及を促進し、マイナンバー制度を活用することを積極的に検討のうえ、以下の 2 つの観点を踏まえ、必要な制度課題や検討課題等に取り組むものとする。
  - 本人・事業者の確認の観点：行政手続・民間取引の IT 化にあたっては、非対面での本人や事業者の確認が前提条件となる。特に、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスや電子委任状の普及促進により、オンラインでの本人・属性確認がより一般化することで、今後カード一枚で官民の各種オンラインサービスを享受することが可能となる。
  - 異なる機関間でのデータ連携の観点：マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムでは、法律や地方公共団体の条例に基づき、行政機関がマイナンバーで管理する個人情報の行政機関間でのデータ連携が可能となり、社会保障の給付申請などで必要とされている住民票情報や所得情報などの添付書類が削減される。また、行政機関から住民に対して、個別にプッシュ型のお知らせサービスを提供することも可能となる。さらに、民間のオンラインサービスとマイナポータルの API 連携が進めば、本人同意のもと、行政機関で管理する個人の所得情報などを民間サービスでも活用できる。また、法人に係る情報については、法人番号によってデータ連携が可能となる。

<sup>17</sup> 規制改革推進会議 行政手続部会の取りまとめにおいては、「行政手続簡素化の 3 原則」として①行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、③書式・様式の統一が示されている。このうち、①②については、それぞれ本アクションプランの「デジタルファースト原則」「ワンスオンリー原則」に対応しており、③については、電子的な手続における「データ項目の統一」に相当する概念であり、本アクションプランの「コネクテッド・ワンストップ原則」を実現する際の前提となるものである。

【図表7】今後の検討の基本方針（行政手続・民間取引IT化にあたっての3原則）



### < I. デジタルファースト原則>

- 「デジタルファースト原則」<sup>18</sup>とは、まずは、手続の電子化の徹底を前提としつつ、さらにデジタル技術を徹底的に活用し、デジタル処理を前提としたサービス設計を行うことにより、「原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する<sup>19</sup>」という方針と定義する。この際、手続主体と受け手の接点のみならず、事業者・国民や行政内部での処理も含めて一貫してデジタルで完結することを指す。これは、「IT利活用に係る基本指針」に記載された「電磁的処理の原則（IT優先の原則）」<sup>20</sup>に相当するものであるとともに、欧州等で規定される「デジタル・バイ・デフォルト」<sup>21</sup>に相当するものである。
- この「デジタルファースト原則」は、行政手続及び民間取引の両方に共通する考え方であり、官民データ活用推進基本法第10条第1項、第2項の趣旨、すなわち、原則オンライン利用等の考え方を踏まえたものである。その際、原則オンライン利用の考え方には、以下の内容が含まれる。

<sup>18</sup> なお、一般的に「デジタルファースト」とは、「従来、印刷物として提供されていた新聞・雑誌・書籍を、初めから電子出版の形式で提供すること。電子書籍のみで提供される場合と、のちに印刷物として出版される場合（ペーパー・レイター）がある。」とされる。

<sup>19</sup> デジタルを対面・書面の代替手段とするのではなく、デジタルを正として対面・書面が副次的な手段とすることを含む。

<sup>20</sup> 「ITを極力優先し、行政手続等におけるITの利用に関し、電磁的方法による処理（以下、「電磁的処理」という。）が可能な業務は、原則として電磁的に処理すること。」

<sup>21</sup> 欧州委員会の「EU e-Government Action Plan 2016-2020」（2016年4月19日）では、7つの原則の一つとして、デジタル・バイ・デフォルト（Digital by Default）を掲げている。その内容は「行政機関は、（選択あるいは必要により連結されない人のために他のチャネルを開放しつつも）、優先すべきオプション（preferred option）として、デジタル（機械判読可能情報を含む）で提供すべきである。加えて、行政サービスは、一つのコンタクトポイント（one-stop-shop）又は、異なるチャネルを通じて、提供されるべきである」としている。

- 原則として、書面原則からの脱却だけでなく、対面原則からの脱却も含まれること（IT 利活用に係る基本指針の「双方向性活用の原則」<sup>22</sup>に相当）。
- 書面原則、対面原則からの脱却にあたっては、オンラインでの本人確認に安全かつ容易な手法（公的個人認証サービス等）を活用することなど<sup>23</sup>（IT 利活用に係る基本指針の「安全・安心な情報の高度な流通性の確保に係る原則」<sup>24</sup>に相当）。
- ・ 特に行政手続に関しては、このような「デジタルファースト原則」を推進するにあたっては、これまでの取組や反省等を踏まえ、利用者中心の視点を念頭に置くものとし、具体的には、以下の方針で取り組むこととする。
  - 「利用者へのサービス提供の観点からの優先順位の明確化」：過去の反省を踏まえ、単に全ての行政手続のオンライン化を目指すのではなく、全数調査結果や費用対効果を踏まえ、真に利用者への行政サービス提供との観点から、優先順位を踏まえた戦略的取組として、デジタルファーストを推進する。
  - 「サービスデザイン思考に基づく取組の推進」：行政手続を行政サービスの一環として捉え、紙を前提としている制度・業務・手続のデジタルを前提とした事業者・国民視点での抜本的見直しと行政内での BPR との一体的取組による効率化を推進する。

---

<sup>22</sup> 「IT の双方向性を活用して、豊かなコミュニケーションの提供を意識すること」

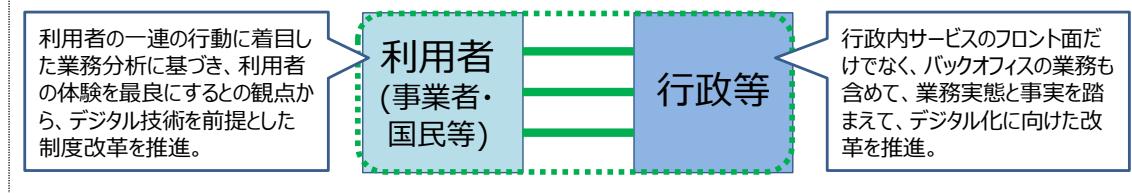
<sup>23</sup> 全てのオンライン手続で公的個人認証サービスを活用するのではなく、それぞれの手続に応じた本人確認手法を活用することが重要。

<sup>24</sup> 「明確な理由がない限り、情報の高度な電磁的流通を確保すること」

#### (参考) 【サービスデザイン思考に基づく行政手続 IT 化の推進】

- ・ 行政手続に関しては、「画期的・効率的なサービス体験」を提供し、これまでにない行政サービス体験（圧倒的ユーザビリティ）を実現するため、「サービスデザイン思考」に基づく利用者（事業者・国民等）中心の行政サービス改革を推進する。
- ・ その際、サービスの企画立案段階から利用者の多様な実態を的確に捉えるとともに、サービス提供のフロント面だけではなく、行政内部の業務プロセスにおける業務改革（BPR）を含めて、実施し続けることが必要である。すなわち、行政手続の IT 化にあたっては、民間側と行政側の内部のプロセスを含むエンドツーエンドをサービスの範囲として捉え、一連のプロセスを一気通貫でデジタル化できるようにすることが必要である。
  - 利用者視点では、単に紙から電子へオンライン化するというだけでなく、利用者の実態を的確に捉えた上で、利用者への画期的・効率的体験の提供との観点から、デジタル時代を踏まえた手続そのものの見直しと併せてオンライン化を実施。
  - 行政視点では、オンライン化にあたって、窓口等のサービス提供のフロント面だけではなく、バックオフィス側のシステム整備も含めた業務改革（BPR）を合わせて推進。

#### サービスデザイン思考



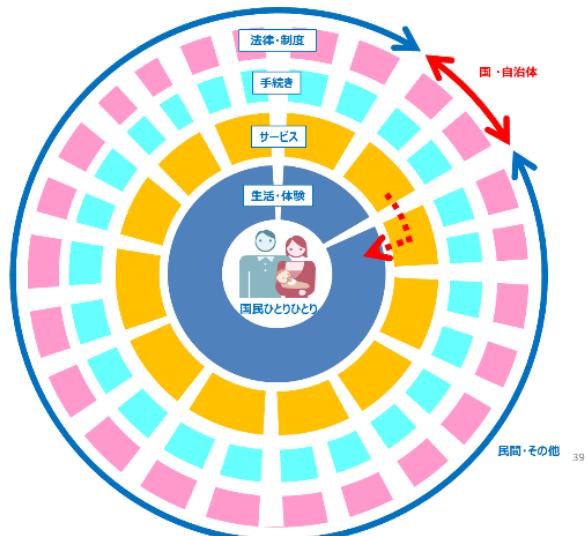
#### <II. コネクテッド・ワンストップ原則>

- ・ 「コネクテッド・ワンストップ原則」とは、「民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する」という方針と定義する。これは、特に行政手続に係る取組を念頭においたものである。
- ・ この「コネクテッド・ワンストップ原則」は、利用者に対して画期的・効率的サービスを提供するため、関連する複数の行政サービスを民間が提供するサービスと「コネクト」して、いつでもどこでも簡便にワンストップで提供するという原則である。この原則を実施するにあたっては、まず、データ項目の統一<sup>25</sup>を図った上で、API の公開等を進めていくことになる。
- ・ 政府においては、本年秋頃から、マイナポータルを活用したワンストップサービスを子育て関連の施策から本格運用する予定にしている。今後は、引越や相続などの手続についてもワンストップサービスの実現に向けた検討を進めている。

<sup>25</sup> 「データ項目の統一」は、書面での手続における「書式・様式の統一」に相当する概念。

- ・ 他方、利用者（事業者・国民）の視点に立てば、普段使っているオンラインサービスから行政サービスを含む多くの官民のオンラインサービスにAPIで「コネクト」し、シームレスにサービスを利用できることが適切である。
- ・ また、マイナポータルのAPIを民間事業者にも開放し本人同意のもとにマイナポータルの自己情報を官民のオンラインサービスで活用するための基盤を整備する必要がある。
- ・ また、近年のモバイル化の進展を踏まえると、コネクテッド・ワンストップを実現するにあたっては、モバイル端末でも対応できるように取り組むことも重要である。

【図表8】 国民中心のサービスデザイン



(出典) 第20回電子行政分科会 村上構成員資料 39

### <III. ワンスオンリー原則>

- ・ 「ワンスオンリー原則」とは「一度提出した情報は、二度提出することを不要とする」という方針と定義する。これは行政手続に係る取組であり、まずは、事業者・国民が一度提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないようにするとともに、バックヤード連携環境の整備等を通じて、行政内において異なる省庁・部局間（異なる手続間）での情報連携を進めることにより、必要書類・情報の削減、ひいては、事業者・国民における行政手続コストの削減を実現するものである。

- ・ これは、基本指針の「行政保有情報の共同利用の原則」<sup>26</sup>に相当するものであり、また、欧州等でも「ワンスオンリー原則」と称して基本原則の一つとして位置付けられている<sup>27</sup>。なお、マイナンバー法においては、基本理念に既に同趣旨が謳われている<sup>28</sup>。
- ・ この「ワンスオンリー原則」を実現するためには、これまで縦割りで整備されてきた各行政手続システムに対し、横串を刺して、情報連携を行うようなシステムが必要となる。
- ・ 本年秋頃には、マイナンバー法に基づき「情報提供ネットワークシステム」の本格運用が開始される予定である。また、事業開始等の際に必要な各種手続において必要とされている登記事項証明書の添付を省略することができるよう、関係機関間での情報連携を推進する方針<sup>29</sup>が決定されているが、今後、法人関連情報を含めて、行政手続全体に情報連携を拡大していくことが必要である。

---

<sup>26</sup> 「行政に対して、個人、法人その他の団体から提供された情報については、ITを活用することで、できるだけ同一の内容の情報の提供を求めない方向で、事業者・国民の負担の軽減を図ること」

<sup>27</sup> 欧州委員会の「EU e-Government Action Plan 2016-2020」(2016年4月19日)では、7つの原則の一つとして、ワンスオンリー原則(Once only principle)を掲げている。その内容は「行政機関は、市民や事業者が同じ情報を行政機関に一度のみ提供することを確保すべきである。行政機関のオフィスは、データ保護のルールを考慮しつつ、許されれば、このデータを内部的に再利用ための行動を行い、それにより、市民または事業者に追加の負担が生じないようにする」というもの。

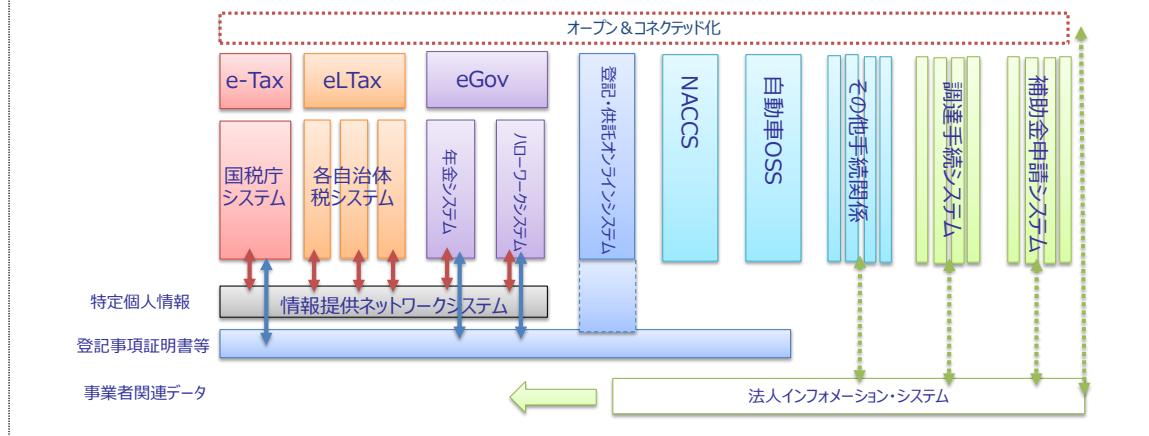
<sup>28</sup> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第三条（基本理念）第三項：「個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求める为了避免、国民の負担の軽減を図ること。」

<sup>29</sup> 「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(2016年10月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

- さらに、引き続き、マイナンバーの利用範囲の拡大等について検討<sup>30</sup>を行うとともに、事業者・国民へのメリットを分かりやすく示していくことが必要である。

(参考) 【行政手続に係る情報システムアーキテクチャーの方向 (イメージ)】

- 「コネクテッド・ワンストップ原則」、「ワンスオンリー原則」を実現するには、これまで縦割りで構築してきた政府システムを抜本的に見直し、横串＆オープン化の構造を構築することが必要となる。
  - フロント面では、API の開放（オープン化）を積極的に推進しつつ、必要に応じ、事業者・国民向けの必要なワンストップの整備を検討。
  - バック面では、情報提供ネットワークシステム（個人情報関連）、登記システム（登記事項関連）に加え、事業者関連データに係る新たなバックヤード連携の整備を検討・推進（法人情報システムの活用等）。



(参考) 行政情報システム全体の見直し

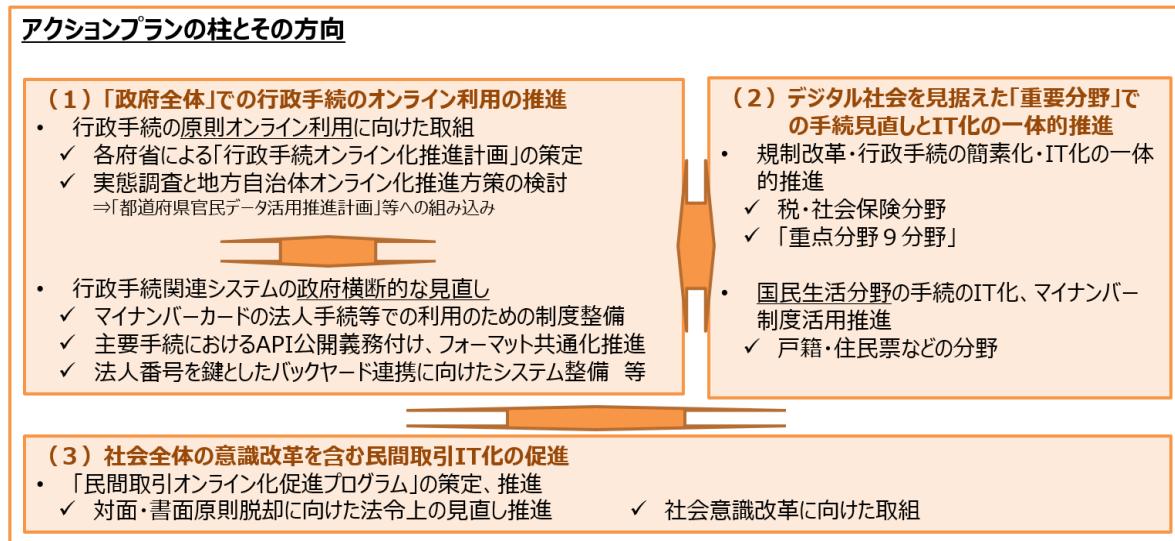
なお、本アクションプランの範疇を超えるものの、このような行政手続のIT化の推進にあたっては、必要に応じて全体のアーキテクチャーの視点からの行政情報システム全体の見直しが必要となる場合もある。その際、IT利活用に係る基本指針に掲げた通り、国・地方を含めて、クラウドの活用を含め、「情報通信システムの共通化・標準化の原則」<sup>1</sup>に基づいて推進することが必要となる。

<sup>30</sup> マイナンバー法の附則において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにしてることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする」とされている。

#### 4. アクションプランの方向と個別項目

- ・ このような中、社会全体の行政手続・民間取引のIT化を推進する観点から、以下の3つの柱にしたがって、取り組むものとする。
  - (1) 「政府全体」での行政手続のオンライン利用の推進
  - (2) デジタル社会を見据えた「重要分野」における行政手続の見直しとIT化の一体的推進
  - (3) 社会全体の意識改革を含む民間取引オンライン利用の促進

【図表9】アクションプランの柱とその方向



#### (1) 「政府全体」での行政手続のオンライン利用の推進

##### ① 行政手続の原則オンライン利用に向けた取組

- ・ 官民データ活用推進基本法第10条第1項を踏まえ、国と地方の施策との整合性の確保に配慮しつつ、行政手続の「原則オンライン利用」の推進に向けた取組を推進する。
- ・ その際、過去の反省、全数調査の結果等を踏まえ、単に事業者・国民と行政の接点のオンライン化のみを推進するのではなく、費用対効果を踏まえた戦略的取組、利用者の利便性向上の観点を踏まえつつ、上記3原則をもとにマイナンバー制度の活用などに積極的に取り組む。

##### A) 【官一民等】「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」の策定

- ・ 現行の行政手続のオンライン利用に関するプログラムは、過去の経緯により、既にオンライン実施中のうちの年間手続件数の多い「改善促進手続」(57手続)を対象にした「改善取組計画」と、法令上オンライン化が不可の案件のうちの「検討対象手続」を対象にした「見直し計画」のみとなっている。

- ・官民データ活用推進基本法に規定されている「原則オンライン利用」の趣旨を踏まえると、今後は全ての行政手続を対象に、デジタル化に向けた検討を進めが必要である。
- ・このため、法令上オンライン可能であるものの未オンライン化の手続も含めて、一部例外を除き、原則オンライン利用を推進することとし、具体的には規制改革推進会議等の議論も踏まえつつ、優先度の高い手続から順次取り組むべく、各省庁による計画（「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」）の策定を促す。この際、内閣官房IT総合戦略室や総務省は、全体最適を図る観点から、各省庁が策定する計画について、適宜、全体方針の策定や助言等を行うこととする。

【図表10】(官-民等) 行政手続のオンライン化に向けた現行プログラムと今後の取組の方向性



## <「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」策定に向けた取組：イメージ>

### 【全数調査を踏まえた対応、改善取組計画の評価】

- ・ 各省庁は、自らの法令に係る行政手続について、毎年、全数調査等を行い、進捗を確認した上で、それぞれに係るオンライン化や利便性向上を推進する。
  - 全数調査にあたっては、総務省の行う行政手続オンライン化法第10条調査と連携して行う。
  - 既にオンライン利用可能な手続に関しては、更に利便性・利用率向上に向け、更なる取組を推進する。（現行「改善取組計画」の在り方について、評価を行い、今後必要に応じて見直し。）

### 【原則オンライン利用の推進】

- ・ 特に、オンライン化されていない手続に関しては、適用除外に係るもの、費用対効果の低いものを除き、原則としてオンライン化を行う。（必要に応じて、法令の改正。）オンライン化しない手続については、その理由を明確化し、公開する。
  - 適用除外：「原本性を要する」、「出頭又は対面を要する」ものであるが、近年のIT基盤の発展（公的個人認証等）を踏まえて、再度適用可能かにつき再考する。
  - 費用対効果の低いもの：過去のシステム停止の経緯等を踏まえつつも、再度評価・検討を行う。その際、クラウド等新たな技術の活用の可能性も考慮する。

### 【優先的な取組の推進】

- ・ 上記を踏まえて、各省庁は、当面優先的にオンライン利用を推進する分野、手続等を明確にした「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」を策定する。
  - 優先分野としては、規制改革推進会議行政手続部会等が定める重点分野等を踏まえつつ、各省庁が設定する。
  - 一つ一つの手続だけではなく、全体のプロセスを俯瞰し、一連の手続全てがサービスとしてデジタル化できるように取り組む。

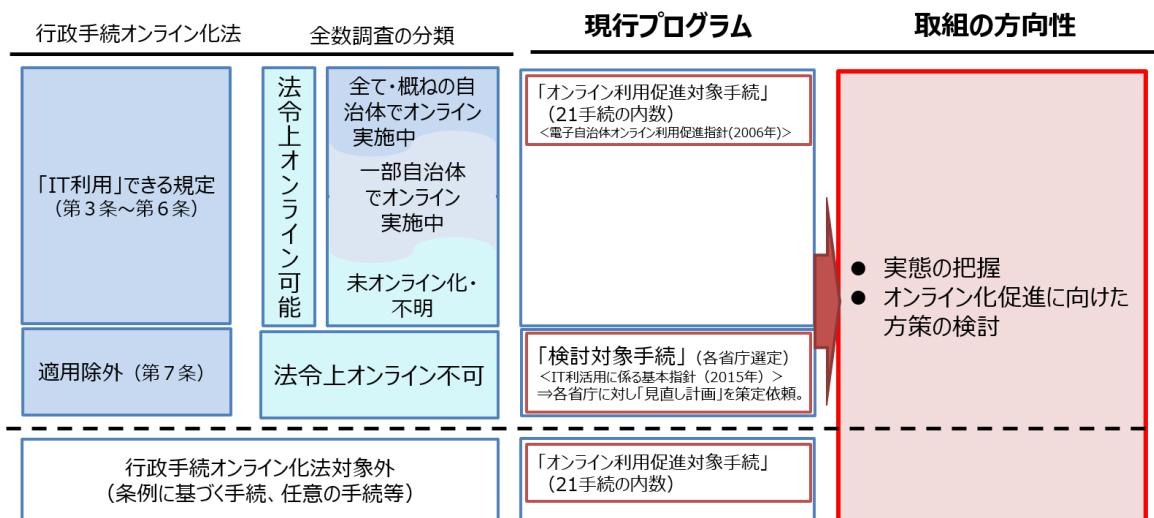
## B) 【地方一民等】地方自治体の実態調査とオンライン化促進方策の検討

- ・ 現行の地方自治体の行政手続のオンライン利用に関するプログラムは、2006年に総務省が策定した「電子自治体オンライン利用促進指針」に定められた「オンライン利用促進対象手続」<sup>31</sup>に係る利用促進策と、検討対象手続を対象にした「見直し計画」のみとなっている。

<sup>31</sup> 主に住民向けの10の手続（図書館の図書貸出予約等、文化・スポーツ施設等の利用予約。粗大ごみ収集の申込など）と主に事業者向けの11の手続（地方税申告手続（eLTAX）、入札参加資格審査申請等、道路占用許可申請等など）

- 地方自治体の行政手続については、実態の全体像が必ずしも十分に把握されていないことから、今後の取組としてはまずは実態の把握を行う。その上で、2017年度中を目途に、地方自治体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策を検討する。

【図表11】(地方-民等) 行政手続のオンライン利用の推進に向けた現行プログラムと今後の取組の方向性



#### ＜行政手続のオンライン利用に向けた取組（地方-民等）：イメージ＞

##### 【実態把握】

- 地方自治体の行政手続の全体像を把握する観点から、一部の地方自治体（先行団体）の調査、及び、重点分野を中心とした各省庁を通じた全数調査を実施する。
  - 一部の先行する地方自治体（都道府県、市町村）の協力を得て、法令に基づく手続、自治体独自の手続の全体像、及びそれらに係るオンライン化の状況について事例調査を行う。
  - 全数調査により、法令に基づく地方-民等の手続について、各省庁を通じて、特に件数が多いと思われる手続を中心に、実態を調査する。

##### 【地方自治体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策の検討】

- 上記実態を踏まえ、地方自治体が優先的にオンライン化に取り組むべき手続とその方向などについて、地方公共団体の規模や特性を踏まえつつ、2017年度中を目途に検討する。検討結果を踏まえて、各都道府県等は、「都道府県官民データ活用推進計画」等に、行政手続のオンライン利用促進に向けた計画を組み込むことが期待される。

## ② 行政手続関連システムの政府横断的な見直し

- ・ 上記①の各省庁、各地方自治体における原則オンライン利用に向けた取組の推進に加え、マイナンバー制度を活用することにより、全体のアーキテクチャーを見据えつつ、政府横断的にオンライン手続に係るシステムを抜本的に見直すべく、検討・制度見直しを行うことが必要である。
- ・ 具体的には、以下のような政府横断的な検討課題の中で各省庁、地方自治体のシステム整備に係る項目については、上記①の取組と併せて取組を促すとともに、システム間連携の在り方など政府横断的に検討する必要がある項目については、具体的にアクションプランに明記し、推進する。

### ＜行政手続関連システムの政府横断的な見直しに係る検討課題＞

#### 【「デジタルファースト原則」関連】

- ・ 法人関連のオンライン手続における法人番号の記載の義務付けと法人番号による管理推進
- ・ 法人関連のオンライン手続におけるマイナンバーカードの活用の推進（マイナンバーカードを活用した属性認証のための制度の整備）
- ・ オンライン手続にあたっての本人確認方法の合理化に向けた検討（上記を含む）
- ・ オンライン手続におけるインセンティブ付与 など

#### 【「コネクテッド・ワンストップ原則」関連】

- ・ 主要手続のAPI公開の義務付け・開発者向けサイト公開等の検討、民間サービスにおけるマイナンバーカード・法人番号による認証
- ・ 各種行政手続に係る書式規定の見直し（データ項目化）
- ・ 申請者等が手続の進捗状況が把握できる仕組みの試験導入
- ・ ワンストップ化に向けた分野の選定とアーキテクチャーの検討 など

#### 【「ワンスオンリー原則」関連】

- ・ マイナンバー制度を活用したバックヤード連携に向けたシステム構築の検討（アーキテクチャーの検討と、情報連携を妨げる制度の洗い出し/見直し）
- ・ 法人関連のオンライン手続における法人インフォメーション等を活用したバックヤード連携システムの実現
- ・ プレプリントのためのシステム設計と試験導入 など

## **(2) デジタル社会を見据えた「重要分野」での手続見直しと IT 化の一体的推進**

- ・ 事業者・国民のニーズの高い分野の行政手続について、規制改革推進会議等での議論や全数調査の結果を踏まえつつ、そもそも規制の在り方も含めた、デジタル社会に向けた行政手続の見直しを重点的に推進する。
- ・ まず、規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」に記載された「重点分野」<sup>32</sup>などについては、前述の「(1) ①行政手続の原則オンライン利用に向けた取組」の一部として位置づけ、事務局間での連携を進めつつ取り組む。なお、前述の「(1) ②行政手続システムの政府横断的な見直し」にあたっては、本重要分野を踏まえつつ、推進する。
- ・ それに加え、年間手続件数が多いなど特に重要と判断される分野であって、政府方針としてオンライン化が推進されている個別項目、前アクションプランに記載されている分野であって今後とも更なるオンライン化に向けた取組が期待される個別項目については、具体的にアクションプランに明記し、推進する。

### **<デジタル社会を見据えた「重要分野」での行政手続の見直しに係る検討課題>**

- ・ 規制改革推進会議「重点分野」等
  - 「重点分野9分野」における規制・行政手続コストの削減 など  
(前述の「行政手続オンライン化推進計画（仮称）との連携による取組）
- ・ その他の重要な個別分野・項目
  - 住民税の特別徴収税額通知の電子化等
  - 社会保険・労働保険関連の電子的申請の推進
  - 在留資格に関する手続のオンライン化
  - 自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実 など
- ・ 情報連携を推進する重要分野（ワンスオンリー）
  - 各種手続における登記事項証明書の添付の省略化
  - 各種手続における住民票や戸籍の添付の省略化 など

## **(3) 社会全体の意識改革を含む民間取引 IT 化の促進**

- ・ 社会全体のデジタル化を推進するためには、上記(1)、(2)に記載した行政手続 IT 化の推進に加え、民間取引に係る IT 化を促進することが必要。
- ・ そのため、対面・書面原則からの脱却に向け、法令上オンライン不可案件に関し、全数調査の結果を踏まえた必要な法令の見直しを推進する。また、前アクションプランに記

<sup>32</sup> ①営業の許可・認可に係る手続、②社会保険に関する手続、③国税、④地方税、⑤補助金の手続、⑥調査・統計に対する協力、⑦従業員の労務管理に関する手続、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行の9分野

載されている分野であって今後とも更なるオンライン化に向けた取組が期待される個別項目については、具体的にアクションプランに明記し、推進する。

- さらに、法令上オンライン利用が可能な取引であっても、法令解釈や慣習その他によりIT化が進んでいない場面も少なからず存在すると考えられることから、これらに係る社会意識改革に向けた取組を加えた上で、官民連携により「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」として策定・推進する。（官民データ活用推進基本法第10条第2項に係る措置）

【図表12】民間取引オンライン利用の推進に向けた取組の方向性

e-文書法	全数調査の分類	取組の方向性
「IT利用」できる規定 (第3条～第6条)  第3条 民間事業者等は、…他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。	法令上オンライン可能	<p>【民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）】</p> <p>＜内閣官房IT総合戦略室＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>慣習として書面・対面が残っている場面の洗い出しと、先端技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集の作成</li> </ul> <p>＜各省庁等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的個人認証の民間開放の更なる推進</li> <li>書面・対面なしでの取組の率先的な実施（ほか）</li> </ul>
	法令上オンライン不可	<p>＜内閣官房IT総合戦略室＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令上オンライン不可手続のリスト化／類型化</li> <li>類型ごとの対処方針ガイドラインの作成</li> </ul> <p>＜各省庁＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優先度の高いものから必要に応じて省令改正</li> </ul>

## ＜「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」＞

### ① 対面・書面原則脱却に向けた取組

- 民間取引に係る対面原則・書面原則からの脱却に向けた必要な法令の見直しの推進（法令上オンライン不可手続のリスト化／類型化、類型ごとの対処方針ガイドラインの作成など）

＜現状の類型化とその対応の方向（イメージ：書面原則関連）＞

類 型	対 応 の 方 向
国際法上、緊急時などに即座に参照できるように航空機や船舶に書面での備え付けが求められているもの	国際的なデジタル化の動きを踏まえて対応を検討。
証明書や認可書等を書面での提示が求められているもの	タブレットなどの他の方法で対応できるか否か事例を検討。
消費者保護等の観点から、書類の交付義務付けが求められているもの	多くは、対面手続とセットであることから、例えば対面手続の必要性やオンライン化方策（テレビ電話など）とセットで対応を検討。
その他の事業報告書などの保存義務が定められているもの	書類の真正性の確保を明確化した上で、原則緩和の方向で検討。

### ② 社会意識改革に向けた取組

- 慣習として書面・対面が残っている場面の洗い出しと、先端技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集の作成
- 公的個人認証の民間開放の更なる推進、公的個人認証等による押印及び署名・捺印の代替に向けた推進策の検討（電子委任状の普及の促進など）
- 行政による書面・対面なしでの取組の率先的な実施 など

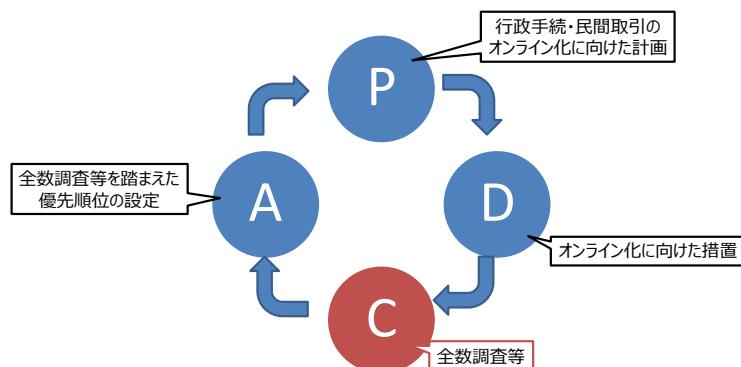
### （4）アクションプランの個別項目

- 上記（1）～（3）の柱を踏まえつつ、規制制度改革との連携による行政手続・民間取引IT化に係るアクションプランの個別項目を別添のとおり定める。
- アクションプラン別紙の本個別項目については、当面記述内容を踏まえて取組を進めるとともに、「デジタル・ガバメント推進方針」に基づいて2017年内に策定される政府全体の「実行計画」において、更に具体化した上で記載し、推進するものとする。

## 5. 今後の進め方

- ・ アクションプラン策定後、概ね1年以内を目途に、各種計画の策定を含め、スケジュールを明確にしつつ、取組を集中的に推進する。特に、アクションプランのうちの以下の項目に関する具体的な進め方を、概ね夏までに決定し、各省庁での取組を戦略的、計画的に推進するものとする<sup>33</sup>。
  - 行政手続オンライン化推進計画（仮称）
  - 地方自治体のオンライン化促進に向けた方策
  - 民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）
- ・ これらの取組は、行政手続・民間取引IT化推進の観点から、電子政府政策全体の見直しの中で先行的に取り組むものであり、「デジタル・ガバメント推進方針」に基づいて2017年内に策定する政府全体の「実行計画」に統合していくこととする。また、各省庁への計画策定にあたっては、規制改革推進会議が策定依頼を行う「行政手続コスト削減のための基本計画」とも連携して取り組むよう、事務局間で調整を行うものとする。
- ・ その際、これらの取組の推進にあたっては、実態を踏まえた計画等の策定を推進する。具体的には、内閣官房IT総合戦略室は、調査自体の効率性も念頭に置きつつ（総務省の行う10条調査とも連携）、適宜内容を見直した上で、2017年夏頃から、上記取組の一環として「全数調査」を再度実施し、各省庁における実態を踏まえた計画策定を推進するとともに、また、翌年以降も、全数調査を通じてその進捗状況のフォローアップを行うなど、全数調査をPDCAサイクルの一部として推進する。
- ・ なお、電子行政に関連する他の取組とも連携し、政府CIOを中心とした横断的な体制を強化し、政府一体となって取組を進めるものとし、また、これらの取組の進捗状況については、IT総合戦略本部として、定期的にフォローアップを行うものとする。

【図表13】【取組推進のための全数調査の継続的実施



<sup>33</sup> これらの計画、プログラムの推進を前提に、IT利活用に基本方針に記載した「法令上不可手続に係る検討対象手続の設定と見直し計画の策定」に係る部分については、廃止するものとする。

## 規制制度改革との連携による行政手続・民間取引 IT 化に向けたアクションプラン <個別項目>

### 1. 横断的な取組に係る項目

<横断的な計画・プログラムの策定>

項目名	現状と課題	対処方針
1 「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」の策定 （IT 室、総務省、各省庁）	<p>現在、各省庁の行政手続のオンライン利用を促進するプログラムは、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善促進方針」（2014 年 CIO 連絡会議）に基づく取組（「改善促進手続」57 手続）が中心。</p> <p>官民データ活用推進基本法に規定されている「原則オンライン利用」の趣旨を踏まえつつ、年間手続件数が多いなど特に重要と判断される分野を対象に、業務プロセス改革（BPR）を含め、デジタル化に向けた検討を進めることが必要である。</p>	<p>IT 室及び総務省は、全数調査（オンライン化法第 10 条調査を含む）の実施と併せて、各府省が推進計画を策定するにあたっての具体的な進め方を策定する。当該「進め方」においては、各府省に対して例外を除き、2020 年までを集中期間としつつ 5 年以内に原則オンライン化を進めることを求めるとともに、規制改革推進会議の「行政手続コスト削減のための基本計画」との連携の在り方等も含め重点分野の進め方についても記載、また、マイナンバー制度の活用ほか、各府省がオンライン化を進めるに当たって共通的に取り組むべき事項について記載する。</p> <p>各省庁は、当該「進め方」に基づき、所管する法令等に基づく行政手続について、毎年、オンライン利用に関する実態把握（全数調査）を行い、それに基づき、各府省「行政手続オンライン化推進計画（仮称）」を 2018 年上半期までに策定する。IT 室及び総務省は、各省庁が策定した計画をとりまとめ、公表する。</p>
2 地方自治体の行政手続のオンライン利用促進に向けた方策 （IT 室、総務省、各省庁）	<p>現在、地方自治体の行政手続のオンライン利用を促進するプログラムは、「電子自治体オンライン利用促進指針」（2006 年総務省）に基づく取組が中心。</p> <p>また、過去に行われた全数調査においても、地方自治体の行政手続の実態が必ずしも十分に把握されていない。</p> <p>官民データ活用推進基本法に規定されている「原則オンライン利用」の趣旨を踏まえつつ、年間手続件数が多いなど特に重要と判断される分野を対象に、業務プロセス改革（BPR）を含め、デジタル化に向けた検討を進めることが必要である。</p>	<p>IT 室は、全数調査の実施を各府省に依頼し、総務省は、オンライン化法第 11 条に基づく調査の実施を地方自治体に依頼する。また、本年秋までに先行自治体へのヒアリングを実施し、地方自治体が行う手続のうち重要と考えられる手続を特定する。</p> <p>各省庁は、全数調査の結果を踏まえつつ、上記によって特定された重要と考えられる手続について、地方自治体の協力を得つつ、実態把握を行う。IT 室は、これらの実態把握の結果をとりまとめ、公表する。</p> <p>IT 室及び総務省は、上記の実態把握の結果を踏まえつつ、2018 年 3 月までを目途にオンライン利用促進に向けた方策をとりまとめる。また、この方策と各都道府県等が策定する「都道府県官民データ活用推進計画」等と整合が図られるよう、必要な対応を行う。</p>

3	「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」の策定 (IT室、各省庁)	<p>民間取引において、書面・対面を規定する法令等が存在するとともに、法令上オンライン利用が可能な取引であっても、押印などの社会慣習その他によりIT化が進んでいない場面も少なからず存在すると考えられる。</p> <p>このような状況の中、官民データ活用推進基本法に規定されている「オンライン化促進」に向けた国の政策をプログラム化する必要がある。</p>	<p>IT室は、これまでの全数調査の結果等を踏まえつつ、法令上オンライン利用が不可となっている民間取引を類型化し、類型ごとのガイドラインを本年秋までに作成する。</p> <p>各省庁は、このガイドラインを参考にしつつ、必要な法令等の見直しに係る計画を2018年3月までに策定する。</p> <p>IT室は、関係省庁と連携し、先端技術を活用して書面・対面なしで取引を完結させている事例集や行政において率先的に取り組むべき事項等を含む「民間取引オンライン化促進プログラム（仮称）」を2018年3月までを目途に作成する。</p>
---	---	--	---

#### ＜横断的な制度・システムの導入＞

項目名	現状と課題	対処方針
4 各種手続における登記事項証明書の添付の省略化 (IT室、総務省、法務省、国税庁、厚生労働省)	<p>「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」(2016年10月CIO連絡会議決定)において、登記事項証明書添付省略に向けた方策を決定。</p> <p>今後、これらの実現に向けて、具体的な手順・工程表を作成するとともに、政府全体のバックヤード連携推進の観点から、更なる取組の可能性についても検討することが求められている。</p>	<p>IT室、総務省、法務省、国税庁、厚生労働省は、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」を踏まえた取組を着実に推進する。</p> <p>また、法務省は、登記情報システムの更改に合わせて、不動産登記に関しても行政機関間での情報連携を可能とするよう取り組む。</p> <p>あわせて、法人設立時以外の場面での情報連携や不動産登記に係る情報連携を進める観点から、IT室は、関係府省の協力を得つつ、全数調査を通じて、登記事項証明書の添付省略に向けた検討を行うべき手続を特定する。その上で、関係省庁は2018年上半期までに添付省略化に向けた具体的な計画を明確化する。</p>
5 各種手続における住民票や戸籍の添付の省略化 (IT室、各省庁、総務省、法務省)	<p>2017年3月に開催されたIT総合戦略本部において、内閣総理大臣から「官民全体で約1000億円超のコストとなっている住民票や戸籍の写しの提出を原則不要とすること」との指示があったことを踏まえ、今後の具体的な取組の方向・工程表を明確化する必要がある。</p>	<p>IT室は、全数調査を通じて、住民票や戸籍の添付省略に向けた検討を行うべき手続を特定する。その上で、関係省庁は2018年上半期までに添付省略化に向けた具体的な計画を明確化する。</p> <p>また、添付の省略化を進める際には、相応の代替手段が必要となると考えられることから、たとえば総務省は、マイナンバーカードの普及促進等に取り組む。法務省は、2019年通常国会の法案提出に向けてマイナンバー制度の戸籍事務での利活用に向け検討を進め、必要な法制上の措置等を講ずる。</p>
6 法人インフォメーション等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の推進	経済産業省は、2017年度早期に運用を開始する予定であるベンチャー支援プラットフォームにおいて、法人インフォメーションなどのデータを活用したワンストップサービスの実現を	IT室、総務省、経済産業省は、今後、行政機関全体でのワンストップサービスを実現すべく、既存の省庁横断的な情報連携システム（情報提供ネットワークシステム等）、フロント面でのAPI開放により整備されるワンストップシステムの今後の方向を考慮しつ

	(IT 室、総務省、経済産業省)	<p>を目指している。その中で、行政の入札契約業務において請求書等の紙による業務が介在し、十分な情報連携が出来ていないといった課題も存在している。</p> <p>今後、このような課題を着実に解決しつつ、法人インフォメーション等の活用を念頭におき、政府全体のバックオフィス連携を進めていく必要がある。</p>	<p>つ、法人インフォメーション等の活用を中心とした今後のアーキテクチャーの方向とその実現に向けたロードマップを 2018 年上半期までにまとめる。</p> <p>その際、情報連携の円滑化を図るため、紙による業務を見直すべく会計検査院等の関係機関とも連携し検討を進める。また、「行政手続コスト削減のための基本計画」の策定対象分野など重点的に取組む分野と情報連携すべき情報を念頭におきつつ、ロードマップを策定する。</p>
7	公的個人認証のさらなる利用拡大やオンラインでの行政手続・民間取引における本人確認方法の合理化 (IT 室、総務省、経済産業省)	<p>公的個人認証サービスについては、民間利用が進展し、その電子証明書を読み取れるスマートフォンが公表されつつあるとともに、法人の代表者から委任を受けた者が自己のマイナンバーカードを用いて電子的に法人の手続を行えるよう、法律案が第 193 回国会に提出されている。</p> <p>さらに同一の ID で複数のサービスが受けられる仕組み（ID 連携トラストフレームワーク）の導入に向け、基準案の作成などを行われている。</p> <p>このような中、オンラインでの様々な手続・取引において、合理的な本人確認が行われるよう、上記の取組をより普及展開していく必要がある。</p>	<p>IT 室、総務省、経済産業省は、行政手続及び民間取引の IT 化の前提となる本人確認に関して、セキュリティに配慮しつつもその合理化・簡便化を図るべく、電子委任状の普及促進などによるマイナンバーカードの利活用拡大、ID 連携トラストフレームワークの進展等を踏まえた今後の行政手続・民間取引に係る本人確認手続の在り方と、その社会実装化に向けた方策を、2018 年上半期までにまとめる。</p>

## 2. 個別分野に係る項目

<行政手続のIT化に係る項目>※（2）関連

項目名	現状と課題	対処方針
8 住民税の特別徴収税額通知の電子化等 (総務省)	<p>市区町村から事業者に対して送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、2016年度から、電子署名付きの電子データ（正本）の送付が可能となったものの、対応市区町村数が少数にとどまっている。</p> <p>また、特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子交付ができない</p>	<p>〈特別徴収義務者（事業者）への交付〉 総務省は、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>〈納税義務者（従業員）への交付〉 特別徴収税額通知（納税義務者用）の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るために、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p> <p>※最終的には規制改革推進会議における答申を踏まえた閣議決定（仮称）と整合性を図る。</p>
9 社会保険・労働保険関連の電子的申請の推進 (厚生労働省)	<p>企業が反復的・継続的に利用する社会保険・労働保険関係の手続において、オンライン申請の利用率は9.6%（2015年度）にとどまっている。</p> <p>事業者の負担を軽減するためにも、オンライン申請利用率を大幅に改善させるとともに、手続・申請事項の削減・統合などを行った上で、オンライン申請の活用によるワンストップ化・ワンスオンリー化を軸とした手続の見直しを図る必要がある。</p>	<p>〈オンライン申請利用率の大幅な改善〉 厚生労働省は、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率の大幅な向上に向けて、2020年度までに電子化を徹底するための工程表を2017年上期までに策定し、実施する。</p> <p>また、社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、組織を挙げた利用勧奨を2017年以降継続的に行う。</p> <p>併せて、業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、2017年度中に結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p> <p>〈オンライン申請の活用による手続の見直し〉 厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めていた状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し2017年度中に結論を得て、実施する。</p> <p>また、ソフトウェアベンダーとの協議頻度を上げて、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を2017年度中に実施する。</p>

			<p>さらに、企業が従業員を代理し又は同意を得ていることを証るために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、2017年度中に結論を得た上で措置する。</p> <p>加えて、健康保険組合における事業者の利便性を改善する方策について検討し、2017年度中に結論を得る。</p> <p>※最終的には規制改革推進会議における答申を踏まえた閣議決定（仮称）と整合性を図る。</p>
10	自動車保有関係手続のワンストップサービスの充実 (警察庁、総務省、財務省、国土交通省)	<p>自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）については、オンライン化できる手続が、2017年度から、中古車売買、継続検査（車検）、住所変更等にも拡充されたところ。</p> <p>しかしながら、一部の地域における環境整備が遅れており、現時点では導入地域が限定されている。</p> <p>また、OSSの利用者たる民間事業者の間で OSSの効果についての理解が進んでいない等の理由により、OSSの普及が必ずしも進まない恐れがある。</p> <p>さらに、軽自動車等への対象車種の拡大や、輸出手続等への対象手続の拡大は今後の課題となっている。</p>	<p>国土交通省、警察庁、総務省は、OSSの効果等をより具体的に示し、環境整備の進まない地域や民間事業者に対し、導入・利用が進むよう継続的に働きかけを行っていく。また、OSS利用状況を踏まえつつ、普及の阻害要因が判明した場合は、その解決に向けた検討・取り組みを行う。さらに、国土交通省は、総務省、財務省とも連携しつつ、軽自動車等への対象車種拡大や輸出手続等の対象手続拡大について、所要の制度やシステムの構築が進むよう検討を行い、必要に応じて措置を講じる。以上の内容を含めた一連の取組について、具体的な取組内容やスケジュールを2018年上半期までにとりまとめる。</p>
11	在留資格に関する手続のオンライン化 (法務省)	対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しWGの緊急報告（2016年12月）において、法務省は、「在留資格に関する手続のオンライン化を平成30年度より開始すべく、平成29年前半を目途に対象とする手続の範囲等オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討した上で、所要の準備を進める。」とされたところ。	法務省は、在留資格に関する手続のオンライン化を2018年度より開始すべく、2017年前半を目指す範囲、オンライン手続の全体像やシステムの詳細等を検討したうえで、所要の準備を進める。また、オンライン申請案件の進捗状況をオンラインで確認できる仕組みの導入についても検討する。

<民間取引を含む社会全体のIT化に係る項目>※（3）関連

項目名	現状と課題	対処方針
12 株主総会プロセスの電子化 (金融庁、法務省、経済産業省)	<p>株式会社が株主に対して提供する事業報告等の記載事項の中で、ウェブによる開示対象事項が拡大された。しかしながら、依然として一部の情報は書面での提供が原則となっている。</p> <p>こうした中、法務省では、2017年2月から法制審議会において株主総会に関する手続の合理化について議論を開始したところ。</p> <p>議決権行使の電子化については、その普及の在り方が課題となっている。</p>	<p>法務省は、株主総会の招集通知の添付書類に関し、株主の個別承諾なしで電子提供できる制度について、事業者に要する手続コストの削減の観点等を踏まえつつ検討を行い、2018年度中を目途に法制審議会の答申を得る。</p> <p>法務省による、これらの検討のスケジュールや進捗状況等を踏まえつつ、経済産業省、金融庁は、議決権の電子行使について、上場会社や機関投資家による議決権電子行使プラットフォームの参加・利用拡大が進むよう関係者間で検討を行うよう促す。</p> <p>さらに、個人株主が招集通知等の情報受取や議決権の電子行使を行いやすいシステム環境の整備に向けて、関係者・関係団体等に検討を促す。</p> <p>以上により、株主総会プロセス全体を電子化し、企業における適切なガバナンス機能の発揮や企業と株主の円滑な対話の促進を図る。</p>
13 不動産取引における重要事項説明のオンライン化 (国土交通省)	<p>国土交通省が2017年3月に発表した「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会とりまとめ」では、賃貸取引に係るオンラインでの重要事項説明については、2017年10月目途に本格運用を開始することとされた。一方、売買取引については引き続き検討が必要である。</p>	<p>国土交通省は、不動産の法人間売買取引におけるITを活用した重要事項説明について、2017年8月目途以降、1年間の社会実験を行う。その際、これまでの社会実験において検証に必要となる実績が十分得られなかつたことを踏まえ、法人間売買を手がける事業者の幅広い参加を促す。その上で、2018年度内に結論を得る。</p> <p>また、個人を含む売買取引については、賃貸取引の本格運用の実施状況、法人間売買取引の社会実験の検討結果を踏まえて、社会実験又は本格運用を行うこととし、2018年度内に結論を得る。</p>
14 国家資格の取得更新時におけるe-ラーニングの活用 (IT総合戦略室)	<p>国家資格の取得更新時におけるe-ラーニングの活用は、前アクションプランで記載され、課題等の明確化を図ったものの、2017年3月時点での評価は「B」にとどまっている。</p>	<p>IT本部第4回規制制度改革分科会事務局報告「「国家資格の取得更新時におけるe-ラーニングの活用」実態調査・ヒアリング結果報告」(2014年5月)を踏まえ、IT総合戦略室は、同報告で指摘された本人確認等の問題について民間資格におけるe-ラーニングの活用事例を参考にしつつ、2017年度中を目途に、国家資格においてe-ラーニング活用を実証する先行事例を特定する。</p>

※上記のほか、前アクションプラン<sup>34</sup>において記載され、対処方針のとおり検討や論点整理が行われているものの、2017年3月末時点で措置済みに至っていない

以下の項目については、所用の措置が講じられるまでフォローアップを行う。

- ・ 電子的な手法による労働条件の明示（厚生労働省）
- ・ 教科書の電子化（文部科学省）

<sup>34</sup> IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/dec131220-3.pdf>)